

2014年7月1日

会員生協 各位

北海道生活協同組合連合会
会長理事 麻田 信二
(公印 省略)

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に遺憾の意を表明します

初夏の候、貴生協ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は当会に格別なお引き立てを頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、7月1日安倍内閣は、集団的自衛権行使容認を柱とする憲法解釈変更を閣議決定しました。これは解釈変更による憲法9条の改正に繋がる内容となっています。この決定を受けて遺憾の会長所見を以下としましたのでご案内致します。

記

「積極的平和主義」を掲げる安倍首相は5月、私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書を受けた記者会見で「これまでの憲法解釈で十分か検討が必要」と憲法解釈変更に意欲を表明しました。

また、自民党の高村正彦副総裁は6月、憲法9条の全面後退を狙う与党協議で、集団的自衛権の発動を可能にする新たな「武力行使3要件」を座長私案として、自民党・公明党に示し与党合意を短期間に強引に取りまとめました。

こうした一連の動きを受けて、安倍内閣はついに集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。この決定は、以下3つの点で大きな問題があると考えます。

第1に、戦後の歴代政権が守ってきた集団的自衛権は、「憲法解釈上出来ない」としてきたことを、国民論議や憲法改定の手続きを踏むことなく、私的懇談会の報告や与党幹部の私案をもとに集団的自衛権の行使を一内閣の閣議決定で推進しようとする、立憲国家・議会制民主主義を無視する行動です。

第2に、自衛隊の武力行使を日本に対する武力攻撃に限定している現行の「自衛権発動の3要件」を根本から崩し、無限定の武力行使を認め、日本国民が太平洋戦争の多くの犠牲の上で勝ち取り国際的にも高く評価されている、平和憲法を無視するものです。

第3に、戦前・戦中の貴重な教訓に学び、戦後一貫として平和問題に取り組み「平和無くして、より良き生活はあり得ない」としてきた生協運動の基本理念とは相いれないものであり、生協人として見過ごせない内容となっています。

集団的自衛権行使問題は、国のあり方に関わる重要事項です。日本と世界の平和を願う立場で、安倍政権の行動に遺憾の意を表すると共に、改めて政府は国民の懸念事項に対する十分な情報提供と慎重な論議を重ねることを要請すると共に、国民の審判を仰ぐことを訴えます。

最後に、引き続き会員生協での組合員をあげての学習と論議が旺盛に繰り広げられる事を呼び掛けるものです。

以上